

後期高齢者医療被保険者へ

後期高齢者医療保険料について

国住民保険課保険年金係 ☎ 286 - 3113
 県後期高齢者医療広域連合 ☎ 368 - 6777

■後期高齢者医療制度の対象となる人

- ・75歳以上の人（75歳の誕生日から自動的に加入）
- ・65歳以上75歳未満の人で一定の障がいがある人（市（区）町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入）
- ※“一定の障がいがある”とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級および4級の場合などです。
- ※一定の障がいに該当する人の加入（障がいの認定の申請）は任意です。障がいの認定は、いつでも申請することができ、いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼって申請、撤回することはできません。
- ※生活保護を受けている人および在留期間が3か月未満の外国人などは対象になりません。

平成30・31年度の保険料額が決定しました

熊本県後期高齢者医療広域連合は2年ごとに見直している保険料額を、次のとおり決定しました。

保険料額（年額）

上限額が年額57万円から
62万円へ変更

=

均等割額

47,900円
(被保険者1人あたり)

+

所得割額

(総所得金額など - 33万円)
(基礎控除)
×
所得割率 9.26%

所得割額…所得に応じて負担する保険料

平成30年度は保険料の軽減内容が見直されます

所得が低い人や被用者保険（協会けんぽ、健保組合、共済組合など）加入者に扶養されていた人の保険料は継続して軽減されますが、一部軽減割合などが見直されます。

■所得が低い人

○均等割額について（5割・2割軽減対象者の拡大）

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額などの合計額	均等割額の軽減割合
33万円を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額を、それぞれ80万円として計算したうえで、所得が0円となる場合	9割
33万円を超えない世帯	8.5割
「33万円 + (27万5千円 × 世帯の被保険者数)」の額を超えない世帯（拡大）	5割
「33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)」の額を超えない世帯（拡大）	2割

※均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。

○所得割額について（2割軽減→軽減なしへ）

被保険者の総所得金額などが「33万円 + 58万円を超えない人」

2割軽減（平成29年度） → 軽減なし（平成30年度）

■被用者保険加入者に扶養されていた人（7割軽減→5割軽減へ）

対象となる人 資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた人。

均等割額7割軽減（平成29年度） → 均等割額5割軽減（平成30年度）

※所得割額分の負担はありません。